

建設キャリアアップシステム（CCUS）の現場利用に対する 工事成績評定の加点措置について

建設業の担い手の育成・確保のため、建設キャリアアップシステム（CCUS）の現場利用状況に対して、令和6年4月以降に発注する工事より、工事成績評定にて最大3点加点します。

1 対象工事

令和6年度以降に契約する市長部局の発注する工事を対象とします。（工事成績評定のない工事は除きます）

2 評価基準

受注者が、①の評価対象項目を達成した場合、工事成績評定表の「5.創意工夫」において1点加点します。②～⑤の評価対象項目を全て達成した場合、さらに2点加点します。なお、条件を全て満たさない場合であっても、工事成績の減点は行いません。

評価対象項目	判断基準	配点
①事業者登録	元請のみ（下請の登録は求めない）	1点
②CCUS活用の申し出	工事着手までに工事打合せ簿等により提出	2点
③技能者登録	1名以上	
④現場登録(管理者ID(現場管理者)登録)	当該現場の登録	
⑤現場へのカードリーダー設置	利用状況が確認できること（利用回数は不問）	

3 確認方法

受注者は、工事完成時にCCUS活用状況を確認できる資料を監督員に提出してください。（活用状況は、CCUSの出力である「就業履歴一覧（月別カレンダー）」、「現場・契約情報」等により確認します）

4 費用計上

CCUSに係る費用(登録、機器設置費用、現場利用料等)の設計書への積み上げ計上は行いません。